

II 議会・選挙

1. 歴代正副議長・現職議員名簿	11
2. 議会構成	12
3. 議員構成	12
4. 委員会構成	13
5. 議会活動状況	14
6. 議会傍聴者数	16
7. 政治倫理	17
8. 政務活動費	17
9. 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）	19
10. 行政視察来訪状況（地域別）	20
11. 議会図書室	21
12. 議会広報	21
13. 議会事務局	22
14. 議会費予算（平成28年度当初）	23
15. 選挙	24

1 歴代正副議長・現職議員名簿

(1) 歴代正・副議長

議 長		副 議 長	
氏 名	在 任 期 間	氏 名	在 任 期 間
山本 幸廣	平成 17 年 9 月 20 日～平成 19 年 9 月 4 日	清水 弘	平成 17 年 9 月 20 日～平成 19 年 9 月 4 日
渡辺 俊雄	平成 19 年 9 月 4 日～平成 21 年 9 月 3 日	村上 光則	平成 19 年 9 月 4 日～平成 21 年 9 月 3 日
山本 幸廣	平成 21 年 9 月 16 日～平成 23 年 9 月 21 日	田中 茂	平成 21 年 9 月 16 日～平成 23 年 9 月 21 日
古嶋 津義	平成 23 年 9 月 21 日～平成 25 年 9 月 3 日	増田 一喜	平成 23 年 9 月 21 日～平成 25 年 9 月 3 日
橋本 幸一	平成 25 年 9 月 20 日～平成 27 年 9 月 25 日	田中 安	平成 25 年 9 月 20 日～平成 26 年 12 月 17 日
鈴木田幸一	平成 27 年 9 月 25 日～	百田 隆	平成 26 年 12 月 17 日～

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

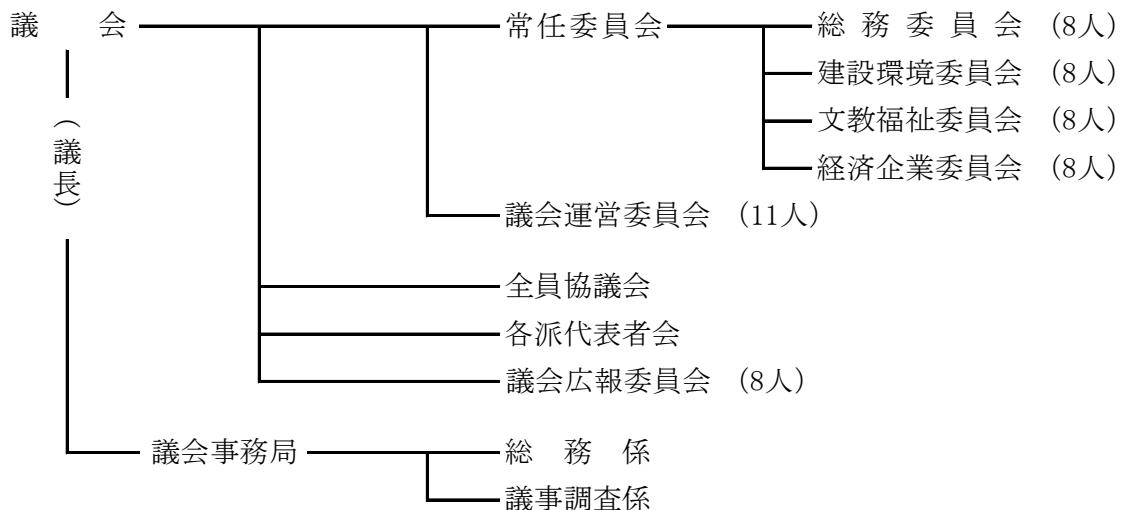
(2) 市議会議員

第3期（任期：平成 25 年 9 月 4 日～平成 29 年 9 月 3 日）

氏 名	住 所	氏 名	住 所
上村 哲三	八代市坂本町葉木 4352 番地	橋本 幸一	八代市東陽町北 471 番地
大倉 裕一	〃 毘舍丸町 7 番 53 号	橋本 隆一	〃 鏡町塩浜 143 番地
太田 広則	〃 古城町 3009 番地 5	福嶋 安徳	〃 千丁町太牟田 1461 番地 1
亀田 英雄	〃 坂本町鮎帰 1512 番地	古嶋 津義	〃 鏡町内田 855 番地
笹本サエ子	〃 井上町 481 番地 1	堀 徹男	〃 古城町 1694 番地 1
島田 一巳	〃 郡築一番町 119 番地	堀口 晃	〃 出町 2 番 9 号
庄野 末藏	〃 築添町 1959 番地 14	前垣 信三	〃 松崎町 31 番地 1
鈴木田幸一	〃 鏡町貝洲 643 番地	前川 祥子	〃 鏡町貝洲 1226 番地 6
田方 芳信	〃 高島町 4137 番地 3	増田 一喜	〃 豊原下町 3426 番地
田中 安	〃 本町四丁目 10 番 25 号	松永 純一	〃 泉町柿迫 1643 番地
友枝 和明	〃 千丁町新牟田 150 番地	村上 光則	〃 西片町 2297 番地
中村 和美	〃 二見洲口町 1867 番地	村川 清則	〃 郡築五番町 51 番地 2
中山諭扶哉	〃 日奈久新開町 187 番地 6	百田 隆	〃 平山新町 5515 番地 3
成松由紀夫	〃 上野町 1948 番地 1	山本 幸廣	〃 霞牟田町 34 番地
西濱 和博	〃 横手町 1189 番地 19	矢本 善彦	〃 植柳下町 2637 番地 2
野崎 伸也	〃 日置町 186 番地 2	幸村 香代子	〃 本野町 2027 番地 1

(平成 28 年 4 月 1 日現在、五十音順による)

2 議会構成



3 議員構成 (平成28年4月1日現在)

任期	平成25年9月4日～平成29年9月3日					
議員数	条例定数 32人	現員数 32人				
会派別議員数 (平成27年10月1日届出)	改革クラブ 5人	自由民主党 础 4人	無所属 未来 4人			
	自由民主党 絆 3人	自由民主党 和 3人	連合市民クラブ 3人			
	政友会 3人	公明党 2人	維新 2人			
	日本共産党 1人	新風 1人	新生会 1人			

年齢別議員数

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	平均
0人	4人	9人	14人	5人	60.7歳

当選回数別議員数（旧市町村での当選回数含む）

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	計
5人	4人	4人	9人	3人	4人	3人	32人

新旧別議員数

前議員	元議員	新議員	計
27人	0人	5人	32人

4 委員会構成

(1) 常任委員会

委員会名	定数	所管事項
常任委員会 (任期2年)	総務 8人	(1)総務部の所管に属する事項 (2)企画振興部の所管に属する事項 (3)財務部のうち財政課、市民税課、資産税課及び納税課の所管に属する事項 (4)市民環境部のうち市民活動政策課、市民課及び人権政策課の所管に属する事項 (5)会計課の所管に属する事項 (6)選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項 (7)他の委員会の所管に属しない事項
	建設環境 8人	(1)財務部のうち契約検査課の所管に属する事項 (2)市民環境部のうち環境課、廃棄物対策課及び環境センター建設課の所管に属する事項 (3)建設部の所管に属する事項
	文教福祉 8人	(1)健康福祉部の所管に属する事項 (2)教育委員会の所管に属する事項
	経済企業 8人	(1)経済文化交流部の所管に属する事項 (2)農林水産部の所管に属する事項 (3)農業委員会の所管に属する事項 (4)病院及び水道局の所管に属する事項

(2) 議会運営委員会

委員会名	定数	所管事項
議会運営委員会	11人	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項

(4) 会派別委員構成

(平成28年4月1日現在)

会派名 委員会名	改 革 ク ラ ブ	自 由 民 主 党 礎	無 所 属	自 由 民 主 党 和	連 合 市 民 ク ラ ブ	政 友 会	自 由 民 主 党 絆	公 明 党	維 新	日 本 共 産 党	新 風	新 生 会
	常 任 委 員 会	総 務	建 設 環 境	文 教 福 祉	經 濟 企 業	議 會 運 營 委 員 會	2	1	1	1	1	1
常任委員会	総務	2	1	1	1		1	1				1
	建設環境	1	1	1	1	1	1	1				1
	文教福祉	1	1	1		1	1	1	1			
	経済企業	1	1	1	1	1			1	1	1	
	議会運営委員会	2	2	2	1	1	1	1		1		

5 議会活動状況

(1) 定例会・臨時会推移

(上段：定例会、下段：臨時会)

年別	定例会・臨時会					合計				
	回数	会期	本会議	会議時間	実時間	回数	会期	本会議	会議時間	実時間
年	回	日間	日間	時 分	時 分	回	日間	日間	時 分	時 分
H22	4 0	77 0	26 0	113:36 0:00	78:10 0:00	4	77	26	113:36	78:10
H23	4 2	93 3	26 3	125:20 7:34	76:27 1:42	6	96	29	132:54	78:09
H24	4 2	94 5	26 3	90:40 6:03	74:28 1:09	6	99	29	96:43	75:37
H25	4 1	96 1	23 1	76:58 4:40	63:07 0:56	5	97	24	81:38	64:03
H26	4 0	97 0	25 0	103:04 0:00	71:32 0:00	4	97	25	103:04	71:32
H27	4 1	97 1	24 1	116:39 5:03	76:00 0:19	5	98	25	121:42	76:19

(2) 議会開会及び議案審議等状況（平成27年）

区分	会期 (日)	本会議			付議案件件								議決結果		質疑 質問者数			
		日数	会議 時間	会議 実時間	提出者	条例規則	予算	決算	人事	専決 処分	契約 財産	意見書 決議	その他	計				
3月定例会	25	6	24:47	19:57	市長	31	22		0	0				12	53	可決	53	20
					議員												0	
6月定例会	24	6	33:29	17:57	市長	5	3		3	3	2			5	18	可決	18	19
					議員													
9月定例会	25	6	31:35	19:12	市長	5	8	2	0	0	1			0	16	可決 否決 継続審査	15 1 12	18
					議員	2									2	可決	2	
12月定例会	23	6	25:48	18:54	市長	9	6	12	3	0	1	3	7	41	可決	41	19	
					議員	1									1	可決	1	
計	97	24	116:39	76:00	市長	50	39	14	6	3	4	3	24	128	可決 否決 継続審査	127 1 12	76	
					議員	3									3	可決	3	

(3) 委員会及び諸会議 (平成27年1月～12月)

委員会名等		定数	開催日数	会議時間	摘要
委員会	常任	総務	8	11 (7)	21:55 (17:12) 管内調査1回
		建設環境	8	11 (8)	17:22 (12:51) 管内調査0回
		文教福祉	8	8 (5)	18:12 (14:41) 管内調査1回
		経済企業	8	13 (6)	23:37 (15:05) 管内調査3回
		小計		43 (26)	61:23 (56:03)
	特別	決算審査	11	6 (1)	25:49 (0:18)
		野崎伸也君に対する懲罰	11	3 (3)	1:57 (1:57)
		新庁舎建設に関する	13	2 (1)	1:58 (0:26)
		小計		11 (5)	29:44 (2:41)
		計		54 (31)	110:50 (62:30)
議会運営委員会		11	24 (19)	8:54 (2:25)	
諸会議	全員協議会	32	12 (9)	3:25 (0:54)	
	各派代表者会	9	24 (15)	4:38 (2:05)	
	議会広報	7	18 (6)	14:39 (3:16)	
	文教福祉委員協議会	8	1 (0)	2:13 (0:00)	
	計		79 (49)	22:04 (10:36)	
合計			133 (80)	113:47 (69:12)	

※表中()内数字は会期内の開会を示し、上段の内数

(4) 請願・陳情処理状況(平成27年)

【請願】

(単位:件)

	前定例会までの継続審査	新規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果						
			採択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤回	備考
3月定例会	0	1	1						
6月定例会	0	1						1	
9月定例会	2	2	2	1			0	1	
12月定例会	0	1					1		
計	—	5	3	1			1	2	

【陳情】

	前定例会までの継続審査	新規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果						
			採択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤回	備考
3月定例会	0	1					1		
6月定例会	0	1					1		
9月定例会	0	0							
12月定例会	0	4	2			1	1		
計	—	6	2			—	3		

※上記、請願・陳情の件名については、376ページ参照。

②採択した請願・陳情の処理状況

(単位：件)

区分	種別	新規	議会において 前定例会までの 継続審査	執行機関送付			意見書送付 (地方自治法第99条)
		前定例会までの 継続審査		市長	教育委員長	その他	
3月定例会	請願	1			1		
	陳情						
6月定例会	請願						
	陳情	2		2			
9月定例会	請願	1		1			
	陳情						
12月定例会	請願						
	陳情	2		2			
計	請願	2		1	1		
	陳情	4		4			
	合計	6		5	1		

6 議会傍聴者数

(1) 本会議(平成27年、臨時会は除く)

(単位：人)

区分	人数
3月定例会	201
6月定例会	135
9月定例会	128
12月定例会	86
計	550

(2) 委員会(平成27年)

(単位：人)

委員会名	人数
総務委員会	11
建設環境委員会	7
文教福祉委員会	7
経済企業委員会	2
議会運営委員会	0
決算審査特別委員会	0
計	27

※序舎1階ロビーにて間接公開（モニターテレビ放映）開始（旧八代市：平成12年8月）

地域インターネット及びインターネットでの議会中継開始（旧八代市：平成16年6月）

7 政 治 倫 理

(1) 八代市政治倫理条例

議決年月日 平成 17 年 9 月 21 日（旧八代市：平成 10 年 12 月 1 日）

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（旧八代市：平成 11 年 4 月 1 日）

目 的 市政に対し、誠実かつ公正にその職務を行い、清浄で民主的な市政の発展に寄与する。

対 象 者 市議会議員、市長、副市長

遵守基準 ①市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

②政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様とする。

③その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他いかなる財産上の利益を求める、又は授受しないこと。

④職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取り計らいをしないこと。

⑤職務の遂行に当たり廉潔及び公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

遵守事項等 ①議員及び市長等の配偶者、3 親等以内の親族及び住民登録上の同居者は、市工事等の請負契約、委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努める。なお、辞退届が提出されたときは、公表することができる。

②議員及び市長等は、誓約書を提出する。

実 績 ①平成 25 年度改選時：誓約書提出件数 32 件

②平成 27 年度：辞退届 0 件

8 政 務 活 動 費

(1) 八代市議会政務活動費の交付に関する条例

議決年月日 平成 17 年 9 月 21 日（旧八代市：平成 13 年 3 月 6 日）

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（旧八代市：平成 13 年 4 月 1 日）

趣 旨 地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、八代市議会議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派に交付する。

付 対 象 八代市議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む）に対して交付する。

付 額 会派の所属議員 1 人当たり月額 3 万円

付 方法 4 月と 10 月の各月 1 日に在籍する議員数に応じて会派へ年 2 回、交付月の 25 日（休日の場合はその翌日）までに交付する。

使 途 基 準 政務活動費使途基準（次ページ参照）

収支報告の保存及び閲覧 ①議長は、提出された収支報告書を提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

②議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる者：市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(2) 政務活動費使途基準

項目	内 容	支 出 項 目
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品・事務機器購入費、リース代等

(3) 八代市議会政務活動費使途基準に係る申し合わせ（平成26年5月26日 議会運営委員会決定）

- ①規則第2条に規定する交付申請書は、4月5日まで提出されたものについて4月25日までに交付するものとする。なお、提出に当たっては、交付申請書及び交付請求書を同時に提出するものとする。
- ②改選時における交付申請は、八代市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第11号）のとおりとする。
- ③証ひよう書類の提出に当たっては、収支報告書提出時に領収書を添付して議長に提出することとする。なお、この審査は毎年5月に実施するものとする。
- ④政務活動費の使途は積極的に公開することとし、収支報告書等の関係書類は、情報公開条例に基づく公開請求によらず、積極的な情報提供により公開することとする。
- ⑤調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費及び会議費における交通費等の扱いは次のとおりとする。

- ア 海外行政調査は、現況の時代背景のもとで認めることは適当でなく、今期は認めないこととする。
- イ 国内行政調査の扱いは次のとおりとする。
- a 相手先へ公文書で依頼した都市又は民間企業等を調査できることとし、会派において調査内容及び調査都市を特定した上で調査の2週間前まで事務局へ申し出るものとする。
 - b 先進都市の調査に当たっては、市職員を含めて民間人は同行しないこととする。
 - c 常任委員会もしくは会派による先進都市の調査は、1年以上経過しなければ調査できないこととする。ただし、緊急かつ特定の案件について調査の必要が生じた場合、議長が認めたものに限り行うことができるものとする。
 - e 日當の中に昼食代が含まれていることに鑑み、昼食を伴う調査日程は極力作成しないものとし、調査市からの昼食は辞退するものとする。
- ウ 旅費等の算出に当たっては、八代市議会議員の報酬等に関する条例、及び八代市職員等の旅費に関する条例により算出するものとする。
- ⑥資料作成費、資料購入費及び会派事務所費における事務機器購入、図書、資料の購入及び備品の保管、整理に当たっては、それぞれ図書台帳、備品台帳を備え付けるものとする。ただし、任期満了及び会派が解散した場合、その所有権は喪失するものとする。
- ⑦会派事務所費は、使途基準において定めた支出項目のほかは、具体的な事例が発生した時点で協議するものとする。なお、政党事務所は、会派事務所とは別物と考えるものとする。
- ⑧会派控室にインターネットの回線を引き込むことができることとし、その回線の設備料及びプロバイダーの使用料、並びに通信料については広報費から支出することができる。なお、会派控室の使用に当たっては、庁舎管理規則に従って使用するものとする。
- ⑨支出できないものは、次のとおりとする。なお、このほかについては具体的な事例が発生した時点で協議するものとする。
- ア 交際費的な経費（慶弔、饅頭、寸志、病気見舞、慶弔電報、新聞広告料、パーティー券購入、年賀状、名刺印刷など）
 - イ 政党本来の活動に属する経費（党費、党大会賛助金、党大会参加費及び旅費、所属政党発行の機関紙購読料など）
 - ウ 会議等に伴う食事の経費（懇親会費、昼食費など）
 - エ 選挙活動に要する経費
- ⑩通帳及び印鑑の保管については、各派の経理責任者において保管することとする。

9 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）

（平成17年9月9日 事務打ち合わせ会決定）

（1）会派に関すること

- ①議会内交渉団体としての会派の設立に要する構成議員数は、3人以上とする。
- ②会派控室は、
 - ア 交渉団体と認められた会派
 - イ 「政党」と認められた団体の構成員で、その政党名を名乗る複数もしくは個人の会派については、個別に供与される。
 - ウ アもしくはイの要件を満たさない会派もしくは個人については、共用のものを供与される。なお、各会派の協議により、原則として所属議員の多い会派から順次広い部屋を割り当てる。

(2) 発議に關すること

- ①発議案は、原則として委員会最終日までに提出する。
- ②会派提出の発議案は、各派代表者会及び議会運営委員会で当該会派代表者から説明する。

(3) 発言に關すること

- ①発言通告要旨には、原則として「その他」という項目は記載せず、やむを得ない事情により記載する場合は、他議員の具体的発言通告内容を先取りした発言はしない。
- ②一般質問の発言順位については、受付締め切り後、直ちに受付順により抽選で決定するが、抽選に欠席した議員の順位は、出席者が優先して交代できるものとする。(H19. 11. 19 議運決定)
- ③質問の時間は、答弁を含めて1人当たり60分以内とする。
- ④質問回数については、登壇して質問をした後、発言席からの再質問は1項目につき3回以内とする。小項目が複数になる際にも大項目ごとに3回以内とする。
- ⑤議員の質疑、質問に対する最初の総括的な答弁は、登壇して行わせる。
- ⑥前列中央席は登壇後の自席発言席と指定する。
- ⑦一般質問の形式については、総括質問を原則とし、一問一答も認めるが、一問一答の場合は、質問通告時に申請するものとする。(H23. 4. 19 議運決定)

(4) 請願・陳情に關すること

- ①定例会開会日の翌日までに受理した請願・陳情は、その会期中に当該委員会に付託する。その後に受理したものは、議会運営委員会に諮って、その処理を決める。
- ②市外から郵送された陳情は、参考資料として、所管の委員会へコピーを配付する扱いとする。
- ③採択された請願・陳情は、その旨提出者（代表者）あてに通知する。

(5) 委員会における資料の配付に關すること

- ①マスコミ関係者への資料配付については、委員会終了後、委員長の許可があった場合、配付する。
- ②一般傍聴については、資料を配付しない。

10 行政視察來訪状況（地域別）

年度	地 域 人數等	北海道	東北	北信越	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	計
H23	団体数	1	5	4	13	6	11	9	2	3	54
	人 数	5	37	35	91	46	123	59	20	12	428
H24	団体数	2	4	6	7	6	8	10	2	6	51
	人 数	12	22	47	66	38	53	55	14	46	353
H25	団体数	2	3	1	9	7	2	5	1	5	35
	人 数	24	14	11	43	32	10	39	6	28	207
H26	団体数	1	4	2	9	4	3	0	1	1	25
	人 数	6	25	13	54	30	28	0	9	11	176
H27	団体数	0	3	2	6	1	3	5	2	1	23
	人 数	0	21	6	32	10	21	29	10	8	137

11 議会図書室

(1) 蔵書数(分類別)

(単位:冊)

分類別	専門図書						一般図書	行政資料	計
	法規	国政	地方自治	議会運営	政治一般	小計			
冊数	126	9	134	74	9	352	211	1	564

(2) 官公報

・官報

(3) 購読新聞・雑誌

日刊紙 …… 朝日、熊本日日、西日本、毎日、読売

雑誌 …… ガバナンス

12 議会広報

(1) やつしろ市議会だより

「やつしろ市議会だより」は委員長(副議長)及び各会派(交渉要件を持つ3人以上の会派)1人ずつで構成する議会広報委員会の編集により、年4回16ページで発行している。

編集方法 一般質問の項は、①質問内容を議員が、答弁内容を執行部がそれぞれ原稿を作成する方法、②質問及び答弁内容すべての原稿を議員が作成する方法のいずれかにより作成し、他は委員と事務局で作成した原稿を議会広報委員会で検討、協議して作成している。

配布部数 全世帯(4万8,890部)、年4回

配布方法 市報「広報やつしろ」と一緒に市政協力員を通じて各世帯に配布。

経費 平成28年度:4,013千円

(2) 議会中継システム

本市では、平成12年8月臨時会から、本会議と各委員会を本庁舎1階ロビーにてテレビ放送しています。さらに、平成16年6月定例会からは、インターネットでの生中継を開始しています。また、機器の老朽化等により配信時に画像や音声に不具合が生じていたため、議会中継システムを更新し、平成26年6月定例会から新システムでの供用を開始しています。

事業年度 平成25年度、平成26年度(平成26年6月定例会から供用開始)

事業費 音響映像システム 15,823千円
(本会議場・委員会室)
デジタル放送・配信機器等 4,855千円
その他工事・調整費等 3,014千円

合計 23,692千円

財源内訳 国庫支出金 21,298千円
一般財源 2,394千円

(3) ホームページ

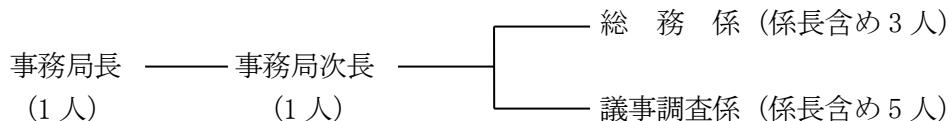
概要	市議会の仕組みや活動状況を広報するため、八代市ホームページのリニューアルにあわせて議会ホームページを開設。		
開始年度	平成 14 年度（旧八代市：平成 15 年 4 月 1 日から運用開始）		
掲載内容	<ul style="list-style-type: none">①議長あいさつ②市議会のあらまし③請願・陳情について④議会の傍聴について⑤市議会の構成（議員名簿）⑥会議日程⑦市議会の取り組み⑧会議録の閲覧（検索システム）⑨市議会だより⑩議会中継ライブブロードキャスティング⑪八代市政の概要⑫政務活動費⑬行政視察の受け入れ		

13 議会事務局

(1) 職員数

定数 10 人 現員数 10 人（ほか非常勤職員 2 人）

(2) 組織



14 議会費予算（平成28年度当初）

目	本年度	節		メモ														
		区分	金額															
1 議会費	千円 400,142	1 報酬	千円 162,492	<p>【議員共済給付費負担金】 $420,000\text{円} \times 32\text{人} \times 12 \times 41.0/100 = 66,124,800\text{円}$</p> <p>【議員共済事務費負担金】 $13,000\text{円} \times 32\text{人} = 416,000\text{円}$</p> <p>※平成23年6月1日の地方議員年金制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する負担</p> <p>【会議出席費用弁償】 ※延べ1,408人分 (他に、広報委員会出席分延べ128人分) <table> <tr><td>10km未満</td><td>3,300円／1日</td></tr> <tr><td>10km以上20km未満</td><td>4,100円／1日</td></tr> <tr><td>20km以上30km未満</td><td>4,800円／1日</td></tr> <tr><td>30km以上</td><td>5,500円／1日</td></tr> </table></p> <p>【議員期末手当】 <table> <tr><td>6月</td><td>1,500万円</td></tr> <tr><td>12月</td><td>1,650万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,15万円</td></tr> </table> ×加算率1.15</p>	10km未満	3,300円／1日	10km以上20km未満	4,100円／1日	20km以上30km未満	4,800円／1日	30km以上	5,500円／1日	6月	1,500万円	12月	1,650万円	計	3,15万円
10km未満	3,300円／1日																	
10km以上20km未満	4,100円／1日																	
20km以上30km未満	4,800円／1日																	
30km以上	5,500円／1日																	
6月	1,500万円																	
12月	1,650万円																	
計	3,15万円																	
2 給料	40,546																	
3 職員手当等	70,335																	
4 共済費	80,647																	
7 賃金	3,211																	
9 旅費	14,390																	
10 交際費	600																	
11 需用費	5,957																	
12 役務費	123																	
13 委託料	7,733																	
14 使用料及び賃借料	1,251																	
19 負担金補助及び交付金	12,857																	
計	400,142		400,142															

15 選 挙

(1) 選挙人名簿登録者数（9月2日現在定時登録者数）

年	登録者数
H23年	109, 889人
H24年	109, 328人
H25年	108, 627人
H26年	107, 834人
H27年	107, 113人

(2) 選挙結果

①市長

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当選者得票
H17. 9. 4	112, 144人	89, 587人	79. 89 %	4人	39, 021票
21. 8. 23	110, 139	85, 109	77. 27	2	44, 633
25. 9. 1	107, 955	72, 318	66. 99	2	39, 926

②市議会議員

期 日	当 日 有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当 選 者	
						最高得票	最低得票
H17. 9. 4	112, 144人	89, 587人	79. 89 %	34人	45人	3, 596票	1, 672票
21. 8. 23	110, 139	85, 099	77. 27	34	40	4, 280	1, 623
25. 9. 1	107, 955	72, 354	67. 02	32	35	4, 161	1, 498

③県知事

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当 選 者 の 八代市得票分
H20. 3. 23	110, 727人	50, 242人	45. 37 %	5人	21, 706票
24. 3. 25	108, 796	37, 783	34. 73	2	33, 917
28. 3. 27	105, 865	50, 740	47. 93	3	35, 137

④県議会議員

期 日	当 日 有権者数	投票者数	投票率	定 数	候補者数	当 選 者	
						最高得票	最低得票
H19. 4. 8	110, 903人	70, 220人	63. 32 %	4人	7人	15, 629票	11, 540票
23. 4. 10	108, 788	54, 026	49. 66	4	5	16, 552	10, 715
27. 4. 12	106, 212	52, 133	49. 08	4	6	15, 949	7, 965